

今帰仁村庁舎建設基本構想策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、今帰仁村庁舎建設基本構想策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切なものを当該業務の受託者として選定することを目的とする。

1 委託業務

- (1) 業務名 今帰仁村庁舎建設基本構想策定業務
- (2) 業務内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から平成31年3月29日まで
- (4) 事業費 6,403,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

2 担当部局

今帰仁村役場 総務課 総務係
〒905-0492 今帰仁村字仲宗根219番地
【電話】0980-56-2101
【FAX】0980-56-4270
【電子メール】 so_mu03@vill.nakijin.lg.jp

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 今帰仁村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 沖縄県内（本島内）に本店又は支店等を有し、又は受注後設置するなど、業務にあたっては、村役場や地元関係者との打ち合わせ・連絡調整等を円滑に行うとともに、必要時に迅速に現場への社員派遣を行うことが出来る体制であること。今回の業務委託を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者であること。
※要件ではないが、技術士（建設部門・都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を管理技術者又は担当技術者として配置できることが望ましい。

4 応募に関する事項

(1) 実施要領の配布期間

平成31年1月11日（金）から平成31年1月23日（水）まで

※村ホームページから入手すること。

(2) 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加にあたっては、下記のとおり参加表明手続きを行い、参加の意思表示を行って下さい。なお、期限内に参加表明手続きを行わない者は、本プロポーザルに参加することができません。

①提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（全部事項証明書）

ウ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3ヵ月以内のもの）

エ 共同企業体（JV）として提案する場合には、共同企業体協定書（様式2）

②提出期限 平成31年1月23日（水）17：00まで（郵送の場合、必着）

③提出場所 上記「2 担当部局」に同じ

④提出方法

持参または郵送とします。郵送の場合は書留郵便で送付して下さい。

持参の場合は提出期限日までの村役場開庁日において、8：30～17：00までとします（12：00～13：00を除く）。

(3) 質疑応答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）を作成し、「2 担当部局」へ電子メールにて提出して下さい。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

提出期限 平成31年1月16日（水）12：00まで

①回答方法 全ての質問と回答について、村ホームページにて公表します。

②回答日 平成31年1月18日（金）予定

(4) 企画提案書の提出

①提出書類

下記ア～オまでの書類をまとめたものを15部（正1部、副14部）提出して下さい。様式については任意としますが、規格はA4判で作成して下さい。

正本には正本と、副本には副本と記載して下さい。

ア 提案概要（1枚、両面印刷可）及び企画提案書（10ページ以内、両面印刷）

イ 参考見積書

※積算根拠、内訳が分かるように記載して下さい。

なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではありません。

ウ 業務工程表

エ 会社概要

※従業員数・売上高・資本金等についての数値は直近のものを記載し、本委託業務を実際に担当する組織、担当者の位置づけを明確にして下さい。

オ 業務履行実績調書（様式4）

※過去5年間において、国や地方公共団体が発注する同種の業務実績を記載すること。提案事業者が支店や営業所の場合、本社を含めた実績の可とする。また、共同企業体の場合は、事業者ごとの業務履行実績調書を提出すること。

※複数枚になる場合は様式4をコピーして作成し、提出すること。

②提出期限 平成31年1月23日（水）17：00まで（郵送の場合、必着）

※提出先及び提出方法は、上記4（2）と同様とします。

（5）参加の辞退

企画提案書の提出書類を提出後に参加を辞退する場合は、1次審査の前日までに辞退届（様式5）を提出すること。また、2次審査を辞退する場合は、2次審査の前日までに辞退届（様式5）を提出すること。

5 審査に関する事項

（1）1次審査（書類審査）

提案事業者が多い場合（4者以上）は、今帰仁村に設置する選定委員会（選定委員会は委員構成11人以内による非公開とする。以下「選定委員会」という。）による書類選考による1次審査を行い、4者程度を2次審査対象として選定する。なお、4者に満たない場合は、全応募者を2次審査の対象とする。

（2）2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において総合的に審査する。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとします。

①実施日 平成31年2月6日（水）予定

※実施場所及び時間については別途連絡します。

②実施方法

ア 提案者による企画提案書等の説明（20分以内）および質疑応答（10分以内）で行う。説明途中であっても20分で打ち切らせていただきます。

イ 出席者は3名までとします。

ウ 提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーン及びプロジェクターは村（事務局）で用意します。パソコン等は参加者で準備して下さい。

エ 企画提案追加資料の配布は認めません。提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とします。

(3) 審査における評価事項 評価項目は次のとおりとする。

評価項目		評価事項
業務実施体制	人員配置	業務遂行のための適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。
	業務実績	提案者及び配置予定者が、同種又は類似業務についての豊富な経験や実績を有しているか。
	工程の妥当性	詳細な工程が示され、本業務を期間内に完了できる、実現可能なものとなっているか。
企画提案内容		本事業の趣旨を理解し、適切な提案となっているか。
		仕様書の内容を踏まえて具体的かつ的確な提案となっているか。
		次年度以降の基本設計業務等に繋がる提案となっているか。
		本事業遂行に向けての意欲が感じられ、質疑に対する回答が的確なものとなっているか。
経済的効率性		業務実施体制と企画提案内容及び見積金額は、最小の経費で最大の効果を創出する関係となっているか。

(4) 受託候補者の選定

選定委員会での評価にあたっては、基本項目、業務実施体制等の各評価項目の観点から採点を行う。各企画提案書に対する各委員の総合得点が高い方を上位として順位付けをした後、各委員のつけた順位をポイントとして置き換え、全委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を上位として委託契約候補者とする。

なお、最もポイントの小さい上位者が2者以上あるとき、又は上位2者のポイント差が僅差の場合は、様々な角度から検討を加えた後、委員の合議により選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は対象者全員へ個別に電子メール及び文書（郵送）で通知します。

※平成31年2月8日予定

6 契約事項

- (1) 審査により委託契約交渉順位第1位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、村が第1位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者と交渉します。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。
- (3) 契約及び手続きは、今帰仁村契約規則によるものとします。

7 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要領に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とします。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがあります。
- (4) 提出された書類については返却しません。
- (5) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めません。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、今帰仁村が本案件のプロポーザルに関する報告、公表などのために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できます。
- (7) 選定結果については、今帰仁村ホームページで公表します。
- (8) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として、今後不利益な取り扱いをすることはありません。
- (9) 本プロポーザルは、企画・分析力のある事業者を選定するものであるため、事業者選定後、双方協議のうえ、業務の詳細について仕様書を定めます。
- (10) 審査結果については企画提案参加事業者すべてに連絡するものとします。
- (11) 審査内容及び審査経過については、公開しないものとします。
- (12) 審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受けません。
- (13) 応募については、単独に限らず共同企業体（以下「JV」という。）を可としますが、次の要件を満たしていることとします。
 - ① JVを代表する事業者が応募を行い、交渉窓口とすること。
 - ② JVを構成する全ての事業者が「3 参加資格」を満たしていること。
 - ③ JVの構成団体および体制を明らかにすること。

※共同企業体（JV）として参加表明及び企画提案書を提出する場合は、
上記4（2）①エにある共同企業体協定書（様式2）を忘れずに提出して
ください。

9 受託者特定までのスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

実施内容	実施期間または期日（平成30年）
実施要項の配布	1月11日（金）～1月23日（水）
質問の受付	1月16日（水）12：00まで
質問の回答	1月18日（金）予定
参加表明書及び 企画提案書の提出	1月23日（水）17：00まで
1次審査	1月29日（火）予定
2次審査	2月6日（水）予定
審査結果通知	2月8日（金）予定
契約締結	2月8日（金）予定

※日付は予定のため、変更の場合があります。